



第262号



- 第57回定時総会 23年度事業・決算報告、新役員選任、一般社団法人への移行等を承認
- 2012NEW環境展 協会員16社が出展
- 重大事故防止の注意喚起について（お願い）
- 青年部だより 京王クリーンキャンペーン2012<春>に参加



有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。



リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2011年度収集運搬業(積替え保管を除く) 中間処理業 優良産廃処理業者認定制度

産廃エキスパート 認定番号 2-11-A0012 認定番号 2-11-C0012

ありあけこうぎょう 検印

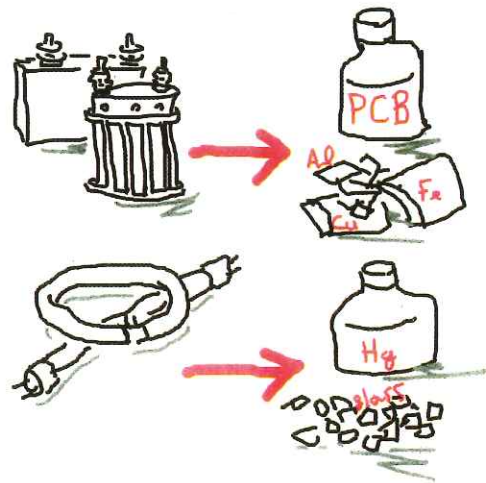
有明興業株式会社 ARIAKE KOUGYO CO., LTD.

〒136-0083 東京都江東区若洲 2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919

BSI ISO 9001 JAB 0001



技術です
キケンなゴミを資源に戻す



究極のリサイクルの、名前です。

ゼロ・ジャパン株式会社

MATSUDA SANGYO GROUP

有害な物質を含む、廃棄物。ゼロ・ジャパンの技術は、それを資源に戻すためにあります。廃棄物を沸点の差を利用して、ひとつひとつの素材に分離。資源として取り出しています。世界最新の真空加熱リサイクル技術-VTR技術。すべての工程で空気に触れない、安全、確実な技術を提供しています。ゴミを出さない、ゴミを資源に換える仕事、ゼロ・ジャパン。

本社:東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル TEL 03-5381-1233 FAX03-3345-0995 info@zero-japan.co.jp http://www.zero-japan.co.jp

[第57回定時総会]
平成23年度事業報告と決算報告 2
高橋会長再任など新役員選任、一般社団法人への移行を承認

[2012NEW環境展・地球温暖化防止展]
会員の出展数は正会員9社、賛助会員7社の計16社 18
当協会は東京都環境公社と共同出展

重大事故防止の注意喚起について(お願い) 22

[青年部だより]
青年部の有志を募りボランティア活動 24
京王クリーンキャンペーン2012<春>に参加

寄稿・TTT会 宮古島と石垣島 春のトライアスロン大会参戦記 26

委員会報告(中間処理委員会、法制度検討委員会、医療廃棄物委員会、青年部、安全衛生推進委員会、女性部) ... 28

会員情報 31

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part65 33

地球温暖化対策 洋上発電所に馳せる未来 34

協会の主な今後の日程 35

新入会員紹介 35

講師余談 電気料金と処理料金、どっちが不透明? 36

よろず相談(法律・焼却施設の燃焼能力のデータの開示を求められたら、開示しなければならないか) ... 38

事務局だより・編集後記 44

表紙の言葉 21

本号の用紙はすべて再生紙を使用

平成23年度事業報告と決算報告 高橋会長再任など新役員選任、一般社団法人への移行を承認

(社)東京産業廃棄物協会は、平成24年5月23日(水)午後3時30分から青山ダイヤモンドホール（東京都港区北青山）に於いて第57回定時総会を開き、平成23年度事業報告と決算報告をいずれも満場一致で承認の後、役員全員の任期満了に伴う改選を行い、高橋会長、乙顔・赤石両副会長の再任などを決めた。さらに、一般社団法人への移行認可申請に関する件、定款変更案、関連規程案をいずれも満場一致で可決した。

総会終了後の懇親会では、高橋会長の挨拶の後、新役員が紹介され、来賓の紹介とご挨拶に続き、優良従事者表彰などが行われ、定刻まで盛会のうちに全日程を終了した。



総会風景（中央は議長の乙顔副会長、説明者は古川専務理事）

総会は井野事務局長の司会で開始された。碩常任理事による開会宣言の後、司会者から、本日の出席者111名、委任状による表決数358名の計469名であり、5月23日現在の会員数573名に対し出席率は81.8%と過半数を超えているため本総会が有効に成立したことが報告された。また、定款変更については正会員の4分の3以上の同意が必要とされるが、その定足数についても同じく満たしていることが報告された。

まず高橋会長が挨拶に立ち、「本総会は平成23年度事業報告並びに決算、役員の変更、新法人移行のための定款変更、および関連規程などを審議いただく特別な総会となっている。23年度事業報告と決算については、東日本大震災による災害廃棄物や福



高橋会長

島原発事故に由来する放射性物質汚染問題など例年のない事項を含む報告となっている。会員数については正会員が22年度末の577社から現在573社となっているが、決算の数字は良好であり、役員一同この2年間の責務を無事果たすことができたと考えている。特別決議が必要な定款変更については1月の総会において素案の説明を行い、その後も理事会で慎重審議を重ねたうえで正式提案に至ったものだ。

皆さまの活発な議論と円滑な議事進行への協力をお願いします。」と述べた。

続いて定款25条により乙顔副会長が議長に選出され、本総会の議事録署名人に碩孝光、細沼順人の両氏を指名した後、議事に入った。

総会議事

- 第1号議案 議長選出の件
- 第2号議案 議事録署名人選任の件
- 第3号議案 平成23年度事業報告承認の件
- 第4号議案 平成23年度決算報告承認の件
- 第5号議案 理事、監事全員任期満了につき選任の件
- 第6号議案 一般社団法人への移行認可申請に関する件
- 第7号議案 定款変更案の停止条件付決議に関する件
- 第8号議案 関連規程案の停止条件付決議に関する件

平成23年度事業報告と決算報告について、議長の指名により古川専務理事から次の通り説明の後、議長が議場に諮ったところ異議なく承認可決された。

【平成23年度事業報告】

平成23年度は、円高が定着するなど内外の諸問題により経済が伸び悩む中で、東日本大震災による災害廃棄物の広域処理支援や復興支援、被災者支援、さらに福島原発事故に由来する放射性物質汚染問題という大きな課題に直面し、産業廃棄物処理業界として社会にいかに関与できるかが問われる一年となった。

そうした中で、協会は、震災直後から東京都と広域処理の検討を進め、災害廃棄物の都内処理の実施に大きく貢献するとともに、被災地支援、東京都の要請に応えた使い捨てライター回収事業、静脈ビジネス講習会の受託実施、組織体制の強化に向けた中間処理委員会の発足や法制度検討委員会の活動開始など、活発に行動し、会員各社の協力のもと、次のような事業を行った。

1. 調査研究事業（1号事業）

法制度の改正、災害廃棄物や放射能汚染廃棄物に関する制度とその運用の動向など、必要不可欠な情報を、的確かつ速やかに会員に提供するとともに、関係方面への提案

を行っていくために、多方面にわたる調査・情報収集を行った。特に、法制度に関する問題については、新たに発足した法制度検討委員会が中心となって課題の整理など検討を進めた。成果は、機関誌『とうきょうさんぱい』や、各種研修会、相談業務を通して会員に情報提供を行い、また、行政などへの要望に活かした。

2. 研修事業 (2号事業)

一般の研修事業においては、会員企業の各職層に合わせた各種研修会、講習会を行った。特に23年度は、東京都からの受託事業として「健全な静脈ビジネスの発展に向けた講習会」を実施した。

また、許可申請に関する講習会については、22年度は34回実施し、総参加者5,338名であったのに対し、23年度は34回、5,363名となり、参加者数は現状を維持した。

(1) 研修事業

研修会名	開催日	参加者数
①安全衛生研修会〔会員対象〕 ア. 第1回安全衛生研修会 イ. 第2回安全衛生研修会 ウ. 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会	平成23年 6月30日 平成23年 8月24日 平成24年 2月21日	<u>202名</u> 55名 78名 69名
②「収集運搬業 社内管理体制構築のすすめ」研修会〔会員対象〕	平成23年11月29日	<u>101名</u>
③医療廃棄物勉強会〔感染性廃棄物許可取得会員対象〕 ア. 第1回 イ. 第2回	平成23年 7月20日 平成23年 9月21日	<u>52名</u> 23名 29名
④国内処理施設見学研修会〔会員対象〕	平成23年 9月30日 ～10月 1日	<u>33名</u>
⑤健全な静脈ビジネスの発展に向けた講習会 【東京都受託事業】〔東京都知事の許可を受けている全処理業者対象〕 第1回 適正処理の基礎知識と22年度法改正 第2回 経営に関する知識 第3回 自社事業の情報公開 第4回 CSRとコンプライアンス 第5回 優良性基準適合認定制度 第6回 産業廃棄物やりサイクルなどの静脈産業を巡る動き	平成24年 2月 7日 平成24年 2月10日 平成24年 2月13日 平成24年 2月23日 平成24年 2月24日 平成24年 3月 6日	<u>546名</u> 84名 74名 57名 80名 71名 180名

⑥産業廃棄物処理実務者研修会 基礎コース 【(公財)日本産業廃棄物処理振興センター・(公社)全国産業廃棄物連合会 共催 当協会実施協力】 〔排出事業者・処理業者における実務担当者等対象〕	平成24年 2月15日	<u>143名</u>
⑦産業廃棄物処理業者講習会【東京都との共催】 〔東京都の許可更新処理業者対象〕	平成23年 6月29日	<u>53名</u>
⑧医療廃棄物処理研修会【東京都・(社)東京都医師会との共催】 ア. 医療廃棄物処理従事者への研修会 〔特別管理産業廃棄物処理業者等対象〕 イ. 医療廃棄物適正処理研修会 〔特別管理産業廃棄物管理責任者等対象〕	平成24年 2月22日 平成24年 3月24日	<u>281名</u> 75名 206名

(2) 講習会事業 (許可申請に関する講習会)

講習会名	開催数	参加者数
①新規許可申請講習会 ア. 産業廃棄物の収集・運搬課程 イ. 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	計 6回 計 1回	<u>1,101名</u> 995名 106名
②更新許可申請講習会 ア. 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程 イ. 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程	計 7回 計 1回	<u>1,297名</u> 1,182名 115名
③特別管理産業廃棄物管理責任者講習会	計17回	<u>2,649名</u>
④特別管理産業廃棄物管理責任者講習会 (医療関係機関等対象)	計 2回	<u>316名</u>

3. 相談指導事業 (3号事業)

23年度の相談件数は、相談体制の拡充を反映し2,358件となり、前年の1,796件に比較し約31%の大幅な増となった。

相談内容は、表のⅢに記載のとおりで、処理先の会員照会が32%増、法令照会が59%増、契約書・管理票に関する問い合わせが89%増となった。

平成23年度の相談実績

(2,358件の内訳)

I 照会・相談・質問 区分内訳			II 照会・相談・質問者 内訳		III 照会・相談・質問内容 内訳	
電話	処理先照会	1,545	排出事業者	1,330	会員紹介	1,520
	相談事項	276	処理業者	409	法令照会	251
	質問事項	449	建設業関係	230	処理方法	118
面接 WEB	相談・質問	88	行政機関	66	契約書・管理票	251
			コンサル	29	リサイクル関連	12
計		2,358	医療機関	132	建設廃棄物	12
			一般都民	162	許可関係	44
					その他	150

4. 普及事業 (4号事業)

(1) 普及・広報活動として、適正処理の推進及び資源循環型社会の実現に向け、処理業者、排出事業者及び行政機関等に普及啓発活動を行った。また、協会の社会的意義や取り組み状況などを、機関誌、ホームページ、環境展などで紹介し、普及に努めた。

(2) 協会発行図書等の有償頒布は、建設廃棄物処理委託契約書の売れ行きが22年度の612部から776部へと増加、記入例も74部から158部へと増加した。

車両表示板作成あっせん事業の実績は35社、93組で、22年度に比べ受注枚数は半減となった。

(3) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 頒布事業は、廃棄物処理法で義務づけられているマニフェストについて、全国産業廃棄物連合会及び建設六団体副産物対策協議会から受託し販売しているもの。マニフェストの頒布実績は合計184万1700セットで、22年度より2.5%増加したが、全産廃連発行のものが減少したのに対し建設系のマニフェストは7.8%増加しカバーする形となった。

電子マニフェスト用の送り状は44%の大幅減となった。

5. 機関誌の発行业 (5号事業)

23年度は、会員に対する基本的な情報伝達手段として機関誌「とうきょうさんばい」を、第248号から259号まで計12号を発行した。

内容は、協会、全産廃連、環境省、東京都の動向等を中心に、確実性と速報性に富む誌面の充実を図った。

6. 環境対策事業 (7号事業)

(1) 環境活動事業では、まず、使い捨てライターによる子供の事故などの防止のため、東京都からの依頼に応え、青年部などを中心に多くの会員の協力を得て、ボランティア回収事業を実施し、約33万個を回収・処理した。このことについては、

1月の総会において、環境局長ならびに廃棄物対策部長から感謝状等をいただいた。

また、青年部と女性部は共同で「アースディ東京2011」に参加し、環境啓発や復興支援活動を行った。Tシャツやマグカップの売上利益に協会からの支援分を若干上乘せし、被災県である岩手、宮城、福島の3つの産廃協会に支援金として寄贈した。

さらに、協会は公益寄付として、震災に関する東京都義援金、及び都が推進する「緑の東京募金」に寄付を行った。特に震災義援金については多くの会員の協力が得られた。

(2) 環境対策事業については、これまで産業廃棄物環境対策基金の積立を行ってきたが、23年度は、新法人への移行に備え、積立金3,108万円全額を取り崩し解消した。移行の際、目的を限定した積立金として認められないため、一旦取崩し、新法人への移行後、改めて必要に応じ積立を検討することとする。

(3) 災害廃棄物処理活動事業では、東京都と連携協力し、全国に先駆けた東北の災害廃棄物の受入れ処理の推進に寄与した。また、会員会社を中心となって広域処理が現在も継続実施されている。

7. 会員増強・交流事業

(1) 顕彰・表彰事業 (6号事業)

平成24年3月の常任理事会において、平成24年度表彰者選考委員会を開催し、会員各社に推薦を求め提出された候補者を対象として、表彰基準に従い、業績、年齢、勤続年数などを資料として、予定を拡大し、25名の方々を表彰することとした。

(2) 会員増強活動

会員数の維持・増加を図るため、許可申請に関する講習会等において、入会を呼びかけるとともに、新入会員との意見交換会も開催した。しかし、昨今の産業廃棄物処理に係る事業環境の悪化を反映し、表記載の会員数の推移にあるように、22年度末577社に対し、正会員は12社入会、17社退会の結果、23年度末の正会員数は572社となった。また、賛助会員は、1社減り、68社となった。

会員数の推移

	正会員	賛助会員	計
平成22年度末会員数	577	69	646
平成23年度入会者数	12	4	16
〃 退会者数	17	5	22
平成23年度末会員数	572	68	640

(3) 会員交流事業

会員の交流・連携強化と協会の活性化を図るため、総会後の懇親会のほか、多摩支部、青年部、女性部において活発な活動が展開された。なお、平成26年に法人化30周年を迎えるため、記念事業の準備を進めるとともに、記念事業費の積立を行い、積立額は700万円となった。

(4) 団体交流事業

協会事業の進展のため、全産廃連、関東地域協議会の諸活動に参画し、積極的に情報交換等を行った。また、排出事業者等の諸団体との適正処理の推進と業界発展に向け、協力・交流を継続した。

8. 管理運営

23年度は、総会を2回、理事会を8回、常任理事会を18回、それぞれ開催した。

9. 委員会活動

(1) 総務委員会は、30周年記念事業、継続的な被災地支援等について枠組みや方向性をまとめ、賛助会員対策についても検討を行った。分科会としては、法制度検討委員会が調査研究活動を開始した。

(2) 広報委員会は、機関誌「とうきょうさんばい」の編集を中心に毎月1回の委員会を開催し、23年度は災害廃棄物や放射能汚染廃棄物に関する活動や情報のほか、新たに動き出した中間処理委員会、法制度検討委員会についての情報発信を行った。

また、協会ホームページでは女性部の情報発信のほか、リンクの充実により会員への情報発信の強化を図った。不十分な体制の中で、各委員は編集・校正、執筆に励んでいるが課題も残った。

(3) 中間処理委員会は、全産廃連の「中間処理部会」に対応する委員会がなかったことから、中間処理業の抱える諸問題及び資源循環・リサイクルに関する事項について調査、検討を行う組織として、平成23年12月に設置された。また、運営の方法として、中間処理の方法、対象物に応じた効果的な対応ができるよう分科会を設置することとした。これまで協議の結果、「焼却」「破碎・圧縮」「中和・脱水」の3分科会の設置を決め、現在メンバーを募集している。具体的な活動としては、放射線対策勉強会を実施した。

(4) 安全衛生推進委員会は、業界における労働災害が依然として高い水準にある中で、教育・啓発活動として、交通事故や労働災害防止をテーマに、研修会を3回と、収集運搬委員会と合同で収集運搬業「社内管理体制構築のすすめ」講習会を1回実施した。また、安全衛生週間などに安全ポスターの配布を行った。

(5) 医療廃棄物委員会は、7月には「震災から浮かび上がる廃棄物処理の課題と今後

の対策」や、9月には「WDS廃棄物データシートの活用と適正処理」をテーマとした勉強会、また、2月には環境局及び東京都医師会との共催で、広く特別管理産廃の処理業者等を対象とした「放射性廃棄物が医療機関から排出される場合の取扱いについて」などをテーマとした研修会を実施した。11月には群馬県にある医療廃棄物の油化リサイクル施設の見学会を行った。

(6) 収集運搬委員会は、「災害発生時における支援・連絡体制図」によるシミュレーション演習や、「資機材保有アンケート」の再実施を行った。研修会については、11月に収集運搬業「社内管理体制構築のすすめ」講習会を、安全衛生推進委員会と合同で実施した。また、青年部と合同で熊本県の「エコポート九州」などの施設見学会を行い、さらに、使い捨てライター回収事業に参加した。

(7) 建設廃棄物委員会は、委員会を3回開催した。7月には、災害廃棄物や再生砕石の状況などを、10月には、平成23年度建設廃棄物処理・処分価格実態調査、法制度検討委員会での質問事項などを、3月には状況が複雑化している再生砕石問題をテーマに検討を行った。また、再生砕石問題については、東京都の建廃適正処理部会において問題提起を行った。なお、事業者、処理業者、行政担当者の3者が参加する施設見学と勉強会は事情により実施できなかった。

(8) 多摩支部は、6月に支部会を開催し、あわせて多摩環境事務所の協力で「多摩地区における不適正事案及び今後の指導方針」と題する講演会を実施した。9月には、静岡県の中間処理施設「ミダックふじの宮」を訪問した。3月の幹事会後の多摩環境事務所との「適正処理意見交換会」では、法制度等について活発な議論をかわすことができた。

(9) 青年部は、女性部と合同で『アースディ東京2011』に参加し、義援チャリティ品の販売を行い、収益金を東北3県の産廃協会に贈呈した。また、使い捨てライター回収事業では、女性部、収集運搬委員会と共同で都内約2千箇所のたばこ店から約33万個のライターを回収、処理した。

また、研修事業として、事業紹介のプレゼンを2回実施、さらに、熊本県青年部員の施設の見学と交流、東京都中小建設業協会若手経営者の会との異業種交流など有意義な活動ができた。

(10) 女性部は、4月には初の青年部との共同イベントとして『アースディ東京2011』に参加し、被災地支援のチャリティTシャツとエコマグカップの販売を行った。また、ライター回収事業にも参加した。秋には熊本県東京事務所の協力を得て熊本県の水俣病について事前の勉強会を行ったうえで、現地への研修旅行を実施し、他県の女性経営者も交えた内容の濃い現地視察ができた。さらに、部員各社や各自のスキルについての話を聞くなど、部内のコミュニケーションも図ることができた。

収 支 計 算 書
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額 A	決算額 B	差 異 A-B	執行率 B/A	備 考
事業活動収支の部					
事業活動収入					
1 入会金収入	240,000	280,000	△ 40,000	116.7%	
①正会員入会金収入	200,000	240,000	△ 40,000	120.0%	
②賛助会員入会金収入	40,000	40,000	0	100.0%	
2 会費収入	72,730,000	75,049,000	△ 2,319,000	103.2%	
①正会員会費収入	69,290,000	71,619,000	△ 2,329,000	103.4%	
②賛助会員会費収入	3,440,000	3,430,000	10,000	99.7%	
3 事業収入	73,611,000	79,117,385	△ 5,506,385	107.5%	
①研修事業収入	1,130,000	6,014,000	△ 4,884,000	532.2%	研修会参加料等
②許可申請講習会事業収入	14,700,000	14,528,010	171,990	98.8%	講習会事務手数料
③普及事業収入	700,000	935,450	△ 235,450	133.6%	協会図書頒布料等
④マニフェスト普及事業収入	48,601,000	48,624,925	△ 23,925	100.0%	マニフェスト頒布売上
⑤機関誌発行事業収入	5,300,000	5,720,000	△ 420,000	107.9%	会報広告料等
⑥会員事業収入	3,180,000	3,295,000	△ 115,000	103.6%	懇親会会費
4 雑収入	420,000	1,021,553	△ 601,553	243.2%	
①受取利息収入	120,000	76,055	43,945	63.4%	預金利子
②雑収入	300,000	945,498	△ 645,498	315.2%	保険紹介手数料等
事業活動収入計	147,001,000	155,467,938	△ 8,466,938	105.8%	
事業活動支出					
1 事業費支出	140,602,000	134,272,899	6,329,101	95.5%	
①調査研究事業費支出	11,141,000	10,467,648	673,352	94.0%	
②研修事業費支出	20,785,000	22,275,766	△ 1,490,766	107.2%	
③相談指導事業費支出	8,477,000	7,457,636	1,019,364	88.0%	
④普及事業費支出	57,266,000	52,115,940	5,150,060	91.0%	マニフェスト仕入額等
⑤機関誌発行事業費支出	20,252,000	19,551,801	700,199	96.5%	
⑥環境対策事業費支出	2,556,000	3,307,285	△ 751,285	129.4%	
⑦会員増強・交流事業費支出	20,125,000	19,096,823	1,028,177	94.9%	懇親会経費、連合会負担金等
2 管理費支出	14,969,000	14,514,365	454,635	97.0%	
事業活動支出計	155,571,000	148,787,264	6,783,736	95.6%	
事業活動収支差額	△ 8,570,000	6,680,674	△ 15,250,674		
投資活動収支の部					
投資活動収入					
①特定資産取崩収入	31,080,000	31,080,000	0	100.0%	
環境対策基金引当資産取崩収入	31,080,000	31,080,000	0	100.0%	新法人移行に備えた取崩
投資活動収入計	31,080,000	31,080,000	0	100.0%	
投資活動支出					
①特定資産取得支出	1,700,000	3,700,000	△ 2,000,000	217.6%	
退職給付引当資産取得支出	700,000	700,000	0	100.0%	
30周年記念事業引当資産取得支出	1,000,000	3,000,000	△ 2,000,000	300.0%	
②固定資産取得支出	10,000,000	2,176,125	7,823,875	21.8%	
固定資産取得支出	10,000,000	2,176,125	7,823,875	21.8%	システム改善等
投資活動支出計	11,700,000	5,876,125	5,823,875	50.2%	
投資活動収支差額	19,380,000	25,203,875	△ 5,823,875	130.1%	
財務活動収支の部					
財務活動収入	0	0	0		
財務活動支出	0	0	0		
予備費支出	2,700,000	0	2,700,000	0.0%	
当期収支差額	8,110,000	31,884,549	△ 23,774,549	393.2%	
前期繰越収支差額	48,612,000	56,170,229	△ 7,558,229	115.5%	
次期繰越収支差額	56,722,000	88,054,778	△ 31,332,778	155.2%	

【平成23年度決算報告】

収支計算書は前ページのとおり。

23年度の事業活動収支差額は、予算額マイナス857万円に対し、決算額はプラス668万円余となり、予算に対し、1,525万円余の改善が図られることとなった。

その結果、事業活動収支差額と投資活動収支差額を合計した当期収支差額は予算額811万円余に対し、3,188万円余の決算額となった。

○予算額と決算額の差異が著しい科目について

(1) 研修事業収入

事業計画外の講習会事業を東京都から受託したため、収入が大きく予算を上回った。

(2) 雑収入

大口の保険紹介手数料収入があったため大幅増収となった。

(3) 研修事業費支出

事業計画外の東京都受託事業の実施により、支出が予算見積もりを超過しているが、受託収入増加額の範囲内で執行したものである。

(4) 普及事業費支出

マニフェスト仕入れ量が数年ぶりに前年を上回り、予定より1,103万円増加し、大幅に予算超過となる場所であったが、マニフェストの販売手数料の1,539万円を仕入れ値引きに整理したので、マニフェスト仕入額が大幅に減少し、結果的に大きな執行残となった。

(5) 環境対策事業費支出

予算超過となったが、事業費支出予算の枠内で、緑の東京募金の増額拠出、および東日本大震災の災害義援金の拠出50万円余による。緑の東京募金は、目標達成が近くなってきたことから、予定の40万円に100万円を前倒し上乗せし拠出したものである。これにより都知事感謝状の対象となる300万円に到達したため、23年度をもって一旦終了とする。

【役員改選】

続いて理事、監事全員任期満了につき選任の件について審議された。役員を選任方法は議長に一任され、選考委員により役員候補者が選出されることとなった。議長より、選考委員に加藤宣行、比留間久仁男、二木玲子、吉野猛彦、吉本花子の5氏が指名され、別室にて協議の後、加藤代表委員から理事20名、監事2名の候補者が発表され、議場に諮ったところ異議なく承認された。この結果、直ちに新理事による理事会が開催され、高橋会長、乙顔・赤石両副会長、古川専務理事など役付理事が決定した。

新役員名簿

任期（平成24年5月27日から2年間）

役職名	氏名	勤務先	備考
会長	高橋俊美	高俊興業(株)	再任
副会長	乙顔均	松田産業(株)	再任
〃	赤石賢治	(株)三菱商事	再任
専務理事	古川芳久		再任
常任理事	碩孝光	(株)東亜オイル興業所	再任
〃	伊藤雅人	(株)大空リサイクルセンター	再任
〃	五十嵐和代	(株)五十嵐商会	再任
〃	加藤宣行	加藤商事(株)	再任
理事	白井徹	白井エコセンター(株)	再任
〃	泉昌男	イズミロジスティックス(株)	再任
〃	比留間久仁男	比留間運送(株)	再任
〃	松崎正一	(株)都市環境エンジニアリング	再任
〃	二木玲子	大谷清運(株)	再任
〃	都築建	都築鋼産(株)	再任
〃	相田英則	相田化学工業(株)	再任
〃	鈴木宏和	(株)京葉興業	再任
〃	山本芳幸	東電環境エンジニアリング(株)	再任
〃	森雅裕	(株)ハチオウ	再任
〃	細沼順人	成友興業(株)	再任
〃	野村幸江	(株)東京クリアセンター	*新任
監事	高野秀夫	東京商工会議所	*新任
〃	井上弘之	東京ボード工業(株)	*新任

【一般社団法人への移行、定款変更に関する件】

次に、公益法人制度改革に伴う一般社団法人への移行認可申請に関する件、定款変更案の停止条件付決議に関する件につき審議された。まず、議長から、定款変更案については平成24年2月1日から3月末まで、会員に意見公募したことが説明された。続いて第7号議案と定款変更案附則第2号にある会長と専務理事の氏名が先ほどの理事会で決定したため、会長 高橋俊美、専務理事 古川芳久の両氏の氏名を記入願いたい、との発言の後、議長の指名により古川専務理事が説明を行った。

まず、「これまでの総会において一般社団法人への移行を事業計画として定めてきたが、本総会において改めて申請実施について議決をお願いするものである。新法人に移行するためには定款の内容が一般社団法人法に適合していることが必要であり、新法人法に適合するよう現行の定款を変更し行政庁の審査を受け移行認可を得なければならない。なお、表題に「停止条件付」とあるのは、東京都の認可を経て登記

をした段階で変更定款を発効させる、という主旨である。定款変更案については平成24年3月末までの間に修正意見を募ったところ、意見は1件もなかった。その後、常任理事会および理事会において内閣府および公益法人協会の定款例を参考に検討を重ね、東京都の公益法人の担当窓口とも事前相談をしたうえで、変更案を議案として提出するにいたったものである。」と述べ、続いて議案書および定款の新旧対比表などの資料に基づき内容を説明した後、議長が議場に諮ったところ、異議なく原案通り承認可決された。

【関連規程案に関する件】

最後に、関連規程案の停止条件付決議に関し、議長の指名により古川専務理事が議案書に基づき説明を行い、議長が議場に諮ったところ、異議なく原案通り承認可決された。

以上をもって総会の全議案の審議が終了し、伊藤常任理事が閉会を宣言した。

懇親会



新役員の方々

午後6時より、五十嵐常任理事の司会で懇親会が開催された。はじめに、総会の役員改選で選任された新役員が紹介され、指名により高橋新会長が挨拶に立った。

高橋会長はまず、第57回定時総会にお

いて全ての決議が滞りなく終了したことについて会員に謝意を表し、「役員改選により、あらためて東京産業廃棄物協会の会長に選任された。協会は、来年には新法人への移行、再来年には法人化30周年をひかえている。本日新たに選任された役員の方々」と力を合わせ、協会運営に努めていく。」と決意を表明した。続いて来賓と出席者に対し感謝を述べた後、「東日本大震災から1年2か月経過したが、日本経済は円高が定着し、さらに電力不足、燃料高騰と産業廃棄物処理業界を取り巻く環境は大変厳しい。こうした中、全国に先駆けて開始された東京都による災害廃棄物の広域処理支援については、現在も協会及び会員企業は引き続き協力している。放射能問題については、東北の災害廃棄物のみならず、東京から発生する産業廃棄物の処理にも大きな影を落

としており、焼却灰や汚泥の搬入先の確保が困難となっている。東京電力に対する補償請求の問題もある。災害廃棄物や放射能問題については、何より国の強力なリーダーシップが必要であり、東京都のバックアップが欠かせない。行政の指導、支援をお願いしたい。」また、「東京都では静脈物流の効率化・高度化という課題に挑戦されており、その視点から現行制度の問題点の整理も進められている。私たちは処理業者の立場から、効率化や資源循環・リサイクルの促進に向けて提案・要望させていただくため、各委員会はもとより新たに活動を開始した法制度検討委員会などにおいて検討している。収集運搬業の許可の広域化、中間処理施設の許可の種類、再委託など多くの課題について、理解と必要な対応をお願いしたい。」と要望した。

静脈ビジネスの展開と処理業者の優良化の促進については、「東京都には、第三者評価制度について引き続き改善を図るとともに、優良業者が公共の事業において契約上優遇されるような方策を講じていただくよう引き続き要望していく。」とした。さらに、「我々は環境に関わる業界として、東京都の施策には廃棄物行政以外においても積極的に参加・協力していく。」として、「緑の東京募金」への寄付額が累計300万円となり、一旦終了するが今後も公益寄付を継続していくこと、温暖化ガスの総量削減に向けて懸命に努力をしていくこと、を約した。新法人への移行については「認可されれば来年4月から名称も、新たに『都』を加え『東京都産業廃棄物協会』となり、気持ちも新たに会員の声をしっかりと集約し、会員サービスの向上を一層進め、提案・要望活動を一段と強化するなど、期待に応え存在感のある協会を目指して努力していく。」と述べ、挨拶を締めくくった。

続いてご出席の来賓の方々への紹介があり、次の3名の方々よりご挨拶をいただいた。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長 廣木雅史 氏



廣木課長

「産業廃棄物を取り巻く状況は大変厳しいものがある。さきほど高橋会長からの挨拶にもあったように昨年の東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故の影響がいまだに続いている。とりわけ大きな課題としては、災害廃棄物の処理、放射性物質に汚染された廃棄物という問題が我々の目前にひかえている。この点において東京産業廃棄物協会の会員の皆様には多大な尽力をいただき、感謝している。特に災害廃棄物の広域処理に関しては東京都に率先して取り組んでいただいたおかげで、一步前進することができたと感じている。放射性物質に汚染された廃棄物については大変憂慮している。放射性物質による汚染というのは目に見えないために、市民に必要以上に恐れられているようだ。国としては、いかに正しく扱うことを前面に出し、地を這うような努力をしながら、ひとつずつ理解していただき、なんとか少しずつでも物を動かせるよう懸命に取り組んでいきたい。そのた

めにも東京都及び東京産業廃棄物協会の皆様にもご協力を賜りたい。他方、環境省は『活かそう資源プロジェクト』として、排出事業者とコラボレーションして新たな静脈産業の創出にも、協会員のご協力をいただいているところだ。これから、より一步前進した展開を進めていきたいと思っている。産業廃棄物業界の逼迫した状況を打開していくためには、皆様方のご尽力が何よりも必要である。環境省は東京都と連携を取りながら懸命に取り組んでいく。」

○協会顧問 東京都議会議員 吉野利明 氏 (同 藤井一 氏、同 宇田川聡史 氏が登壇)



左から藤井、宇田川、吉野各氏

「さきほど高橋会長のご挨拶をうかがいながら大変心強く、また同感した。東京都にとって産業廃棄物協会の皆さまのご活躍があってこそ、私たちの経済活動を進めていけるので、今年度も高橋会長を中心に皆さまの一層のご活躍を期待している。東北の震災のがれきの受入は、東京が先頭をきった。これは産業廃棄物業界がきちんと受け止めてくれたからこそできたことだ。つい最近、他県で住

民が座り込んで廃棄物の受入を阻止するという報道を受け、悲しい思いをした。是非、これからも皆さまのご支援をいただき、東北の復興支援をしていきたいと思っている。また、協会も新たな法人へと進んでいくとのことなので、一層のご活躍を本当に期待している。話は変わるが、2020年のオリンピック招致に向けて東京都は取り組んでいるところだ。明日朝7時すぎに、正式な立候補都市が絞られ、東京は間違いなく立候補都市に決定することだろう。皆さまにも東京が、そして日本が、元気になるようにオリンピック招致にご支援いただきたい。高橋会長を中心に東京産業廃棄物協会の益々の発展、ご参加の皆さまのご健勝とご発展を心から祈って挨拶とさせていただきます。」

○東京都 環境局長 大野輝之 氏



大野局長

「協会の皆さまには日頃から東京都の環境行政、廃棄物行政に大変なご支援をいただいていることに感謝申し上げます。被災地の廃棄物処理についても大きな支援をいただき、心から感謝している。災害廃棄物処理の進捗状況について報告する。昨年11月から岩手県宮古市の混合廃棄物の受け入れを開始したが、順調に進んでおり、この5月末には宮古市の混合廃棄物の8割の処理が終わることで、いままでの仮置場に破碎選別処理施設を設置することができ、すでに稼働が始まっている。こ

れにより復興の前提条件である災害廃棄物の処理が現地においても加速し、大変大きな成果をあげた。一方、昨年12月から宮城県女川町の災害廃棄物を東京の清掃工場で処理していることに続き、6月から産廃業界のご協力を得て石巻の災害廃棄物の受け入れをスタートする。皆さまとともに進めている全国に先駆けた災害廃棄物の受け入れは、大変高い評価を得ている。今後ご支援ご協力をお願いしたい。

東京の廃棄物行政は、昨年『廃棄物処理計画』を改定し、この中の大きな柱が『静脈ビジネスの発展』である。第三者評価制度で認定を受けた処理業者が、高い評価を受けて十分に仕事ができるよう都内の排出事業者積極的に働きかけを行っていききたい。皆さまと連携をはかりながら、業界全体のレベルアップと信頼性の向上に向けて努力していきたい。

最後に、この夏の電力需給の対応方針を先週発表した。基本の原則の1つは、無駄を徹底的に排除する。もう1つは、経済活動にダメージがない長続きできる省エネ活動を行う、ということだ。昨年は震災直後ということもあり、“がまんの節電”をして仕事にも影響を与えてしまった。首都圏では、皆さまの取り組みで照明の見直しなども進み、だいぶ消費電力量も下がっている。今年は“無理”をする必要はないと考えている。経済活動にむしろメリットをもたらす無駄を省いた合理的な節電をしていただきたい。」

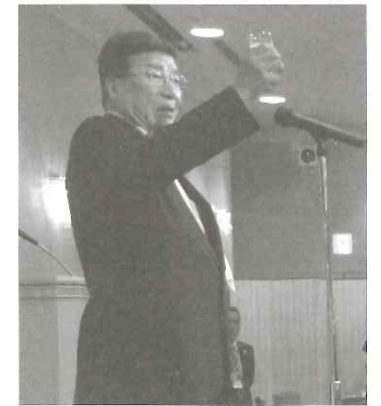


高橋会長を囲んで優良従事者表彰受賞者一同

引き続き、優良従事者の表彰式が行われた。対象者が紹介されて順次登壇し、代表して(株)太陽油化の佐藤和雄氏が、高橋会長より表彰状と記念品を贈呈された。ここで高橋会長を囲んでの記念撮影となり、司会者から「最近開業した東京スカイツリーにちなんで、ム・サ・シ(634)を合図に、最高の笑顔で。」と声がかかると、会場は和やかなムードに包まれた。

続いて、来賓を代表して(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の樋口成彬理事長より乾杯のご発声をいただいた。樋口氏は、「東京産業廃棄物協会が高橋会長のリーダーシップのもとに、ますます発展すること、また本日ご臨席の皆さまのご健康ご多幸を祈念して乾杯。」と力強く杯を挙げた。

盛大に続いた祝宴は、定刻となり、赤石副会長の中締めでお開きとなった。



乾杯の樋口理事長

当日ご出席の来賓は次の各氏であった。(順不同、敬称略)

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長 廣木 雅史
 協会顧問 東京都議会議員 藤井 一
 協会顧問 東京都議会議員 神林 茂
 協会顧問 東京都議会議員 宇田川 聡史
 協会顧問 東京都議会議員 吉野 利明
 東京都 環境局 局長 大野 輝之
 東京都 環境局 廃棄物対策部長 木村 尊彦
 東京都 環境局 調整担当部長 山根 修一
 東京都 環境局 産業廃棄物対策課長 志村 公久
 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 理事長 樋口 成彬
 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 理事 麻戸 敏男
 東京廃棄物事業協同組合 理事長 渡邊 省吾
 建設廃棄物協同組合 理事長 島田 啓三
 社団法人 東京建設業協会 環境部会長 土屋 敏明
 社団法人 東京建設業協会 事業部次長 鷺見 政明
 社団法人 東京建設業協会 調査研究課長 千葉 繁樹
 株式会社 循環資源研究所 代表取締役 村田 徳治
 協会顧問 芝田稔秋法律事務所 所長・弁護士 芝田 稔秋
 芝田稔秋法律事務所 弁護士 芝田 麻里
 協会顧問 梅澤公認会計士事務所 所長・公認会計士 梅澤 隆
 協会 名誉会長 吉本 昌且

2012NEW環境展・地球温暖化防止展 会員の出展数は正会員9社、賛助会員7社の計16社 当協会は東京都環境公社と共同出展

平成24年5月22日(火)～25日(金)の4日間、東京ビッグサイト(東京都江東区)にて「2012NEW環境展」が「2012地球温暖化防止展」とともに開催された。「NEW環境展」は、第一回廃棄物処理展から数えて21回目、「地球温暖化防止展」は4回目となる。展示規模は、両展をあわせて595社、2,052小間で、前回の547社・1,842小間を上回ったが、4日間の入場者総数は16万2,586人で、昨年より若干少なかった。全出展社のうち、新規出展が35%、海外企業は17社で、全国の県・自治体の出展が7ブースと、地方公共団体の出展も目立つようになってきた。今回の出展内容の傾向としては、「NEW環境展」では、新設の「震災対策コーナー」をはじめ、「再資源化・廃棄物エリア」「水・土壌・大気・環境改善エリア」にがれき処理に対応する破碎・選別・圧縮関連装置や高圧洗浄などの除染技術が、「地球温暖化防止展」には省エネ・節エネに関するアイテムの出展が数多く、両展ともに震災復興に関連する技術や装置、取り組みを紹介する企業が多く見られた。



多くの来場者で混雑する入場登録所

2012NEW環境展は「環境ビジネスの展開」を、2012地球温暖化防止展は「守ろう地球!『低炭素社会実現』に向けて地域へ世界へ発信!!」をそれぞれテーマに、環境・温暖化防止関連の様々な技術・サービスを展示し情報発信することにより、環境関連産業の発展等を目的として開催された。

●出展した会員各社は次のとおり。

(社名五十音順)

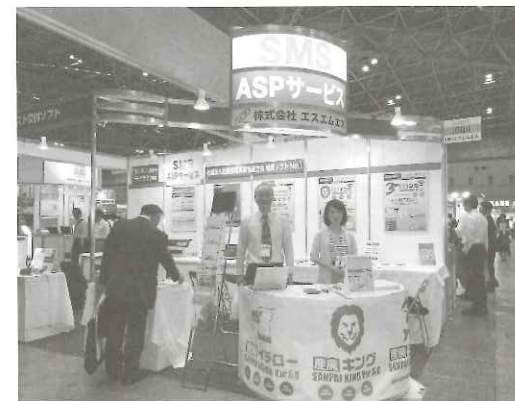
(株)朝田商會



(株)環境管理センター 首都圏支社



(株)エスエムエス



キャタピラーイーストジャパン(株)
(出展名はキャタピラージャパン(株))



加藤商事(株) / (株)東亜オイル興業所



(株)クレハ環境



新明和工業(株)



(社)東京産業廃棄物協会ブース・
(公財)東京都環境公社



富士車輛(株)



(株)御池鐵工所



新和環境(株)



(株)新居浜鐵工所



東京ボード工業(株)／ティー・ビー・
ロジスティックス(株)



日本通運(株)



表紙の言葉

世界で一番高いタワー「東京スカイツリー」の足元にある「小峰ラタン(株)」の工房、スカイツリーと共に輝いている。表紙の写真は、同社長で東京都伝統工芸士の小峰正孝氏が「ラタン」すなわち「籐」の太目のツルから籐椅子の製作に挑戦している図である。工房の前面には籐で作られたスカイツリーの模型が飾られ、店内もオープンに出入り自由で、所狭しと陳列されているあらゆる籐製品が堪能できる。

籐(ラタン)は東南アジアを中心に熱帯雨林地帯のジャングルに自生するヤシ科の植物で、日本名で籐と呼ばれる200種以上ある植物の総称である。ツル性植物で、節があり、とげをもった表皮に包まれている。その繊維は植物中最長にして最強と言われ、長さが200mを越えるものもあり、およそ5年ほどで加工に適した大きさに成長するという。

おみな
小峰ラタン株式会社

所在地 東京都墨田区押上2丁目10番15号

アクセス 東京メトロ半蔵門線・都営浅草線 押上駅A3出口から徒歩1分
東武伊勢崎線とうきょうスカイツリー駅から徒歩2分

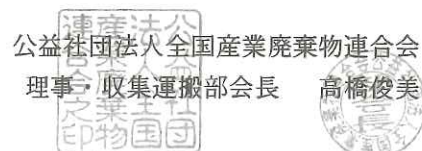
電話 03-3623-0433 / FAX 03-3625-7874

重大事故防止の注意喚起について（お願い）

（公社）全国産業廃棄物連合会より各協会長宛に次の注意喚起（お願い）文書が発せられました。いずれも最近発生した2件の重大事故に関連するもので、業界として適切な対応が求められます。

全産廃連発第 23 号
平成 24 年 5 月 11 日

各正会員 会長・理事長 様



収集運搬業に係る重大事故防止の注意喚起について（お願い）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

関越自動車道において去る4月29日に発生したバス事故については、国土交通省が立入検査を実施し、現時点で法令違反が疑われる主な事項についてホームページ（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000084.html）で公表されました。

公表された内容の中には、運転者の健康管理や点検整備など当業界においても実施しなければならない項目も多く含まれております。

当連合会収集運搬部会では、収集運搬業を営む企業として管理しておくべき項目を整理し、平成21年7月に『廃棄物収集運搬業 社内管理体制構築のすすめ（以下「すすめ」という）』を取りまとめました。すすめは、各正会員のご協力のもと、周知を図っているところです。

貴職におかれましては、会員企業における各種法令の遵守及び企業としての管理体制の構築に向けて、すすめについて更に周知徹底を図る等、重大事故の防止に向けて特段のご配慮を下さいますようお願い申し上げます。

※すすめは、連合会ホームページから全文ダウンロードできます。

（印刷製本版の在庫はありません。）

※ダウンロードしたデータを元に、印刷製本して頂く事は差し支えありません。

<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/05/index.html#02>

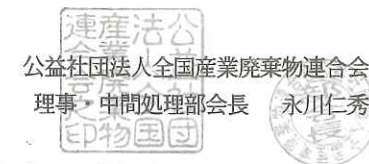
（担当：調査部 日浦）

みんなが使おう！

再生紙

全産廃連発第 33 号
平成 24 年 5 月 30 日

各正会員
会長・理事長 様



排出事業者と処理業者との廃棄物情報のやり取りの不足による重大事故防止の注意喚起について（お願い）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、関東地方の浄水場の水道水から水質基準を超える有害物質（ホルムアルデヒド）が検出された事について、排出事業者が産業廃棄物処理会社に処分を委託した廃液に含まれるヘキサメチレンテトラミン（HMT）が適切に処理されないまま利根川水系に放流された可能性が高いという旨の報道が行われております。詳細については原因究明が待たれるところですが、新聞報道によれば、排出事業者から産廃処理業者に、廃液の分析値として全窒素のデータは報告されていたものの HMT との表記はなかったこと等、排出事業者と処理業者の間での廃棄物情報の共有についての問題が指摘されております。

廃棄物を適正に処理するためには、各々の廃棄物の特性に応じた処理が必要であることから、廃棄物処理法の委託基準では、排出事業者は処理適正のために必要な省令で定める事項に関する情報を処理業者に提供することが定められています。

また、環境省では、処理過程における事故を未然に防止するとともに、環境上適正な処理を確保することを目的として、平成18年3月に「廃棄物情報の提供に関するガイドライン-WDSガイドライン（Waste Data Sheet ガイドライン）」を策定しています。これは、排出事業者が提供すべき廃棄物の性状等の情報について具体的に解説し、排出事業者が処理業者に産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の提供の望ましいあり方を示すものです。

ガイドラインでは、廃棄物の情報は、排出事業者から処理業者への一方通行ではなく、情報のやり取りを通してより正確な情報となり、当該廃棄物の適正処理が可能となることを認識すること、排出事業者及び廃棄物処理業者がともに本ガイドラインの活用によりコミュニケーションを活発に行うことが望まれるとしています。

貴職におかれましては、排出事業者と処理業者との情報のやり取りの不足による事故の未然防止に向けて、傘下会員に WDS ガイドラインを周知する等の特段のご配慮を下さいますようお願い申し上げます。

※「廃棄物情報の提供に関するガイドライン-WDS ガイドライン（Waste Data Sheet ガイドライン）」は環境省ホームページの以下の URL からダウンロードできます。

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

（担当：調査部 日浦）

青年部の有志を募りボランティア活動 京王クリーンキャンペーン2012<春>に参加



参加して下さったメンバー

京王線沿線の自然環境保全活動を目的として、1991年より毎年開催されている京王電鉄(株)主催の京王クリーンキャンペーン。一般の方から一般企業・団体の方まで幅広いボランティアを募り、春は高尾山の登山道、秋は多摩川河川敷の清掃活動を行っています。昨年から(社)東京産業廃棄物協会青年部の中から有志を募り、京王クリーンキャンペーン<春>の高尾山登山道の清掃活動に参加しています。

平成24年5月19日(土)に開催された京王クリーンキャンペーン2012<春>は、今回も快晴に恵まれ、夏のような日差しの中に涼しく爽やかな風がそよぐ絶好の登山日和となりました。青年部有志のメンバーは、石田副部長(株)太陽油化)、矢部幹事(丸順商事(有))、相川幹事・高石さん・佐治さん(ティー・ビー・ロジスティックス(株))、蓮沼さん(東京ボード

工業(株))、石原さん(大興運輸倉庫(株))、岩瀬さん(野村興産(株))、畠山さん(株)日成ストマック・トーキョー)、上部さん(株)オガワエコノス)と筆者の大崎(株)三菱商事)が参加しました。そして今回も有志メンバーの奥様方とお子様方のご参加も頂き、総勢21名で和気あいあいと交流しながら清掃活動を行うことができました。

当日は八王子市の京王線高尾山口駅に集合した後、受付で軍手、ゴミ袋、水分補給用の水をもらい登山道周辺のゴミを拾いながらの登山がスタート。まずは参加者の中に小さいお子様もいるということをお口に積極的にエコリフトに乗車して表参道コースの山麓から海拔472メートルの中腹まで登ります。そこからは登山道が3コースに分かれています。一番有名で登山客の多い表参道コースを選択しゴミ拾いをしながら登山しました。



途中にある様々な御利益に肖りながら

元気に登る子供たちや日頃から鍛えているメンバーを尻目に、日頃の不摂生が体を蝕み足取りの重い筆者を含めたメンバーも旅行ミシュランで三ツ星に選ばれた高尾山の素晴らしい自然を体で満喫しながら、山を綺麗にするために来た私達の心まで綺麗にしてくれたような気がしました。高尾山の山道は登山者のマナーがとても良いせいかゴミも少なく、落ちていないかよく目を凝らさないとゴミが見つけれないという状況の中、ゴミを拾い集めました。途中、名物のたこの足のような根をもつたこ杉、さる園、選比方次第で登る困難さが違う男坂と女坂、



登山道の清掃に汗を流す参加者

薬王院を通ります。男坂と女坂については全員が男坂を選択、急こう配の階段を相川幹事の階段を楽に登る方法を使い、見た目はおかしくも、楽?に登ることができました。薬王院で小休憩をして、山頂手前の難所である階段地獄では筆者の足腰はダメージを受けつつも、皆で楽しく山頂に向かうことができました。高尾山の山頂に到達し、皆で無事登れたことを喜びながら、目の前に広がる陣馬山方面の雄大な山々の景色を見て疲れを癒しました。また眼下には関東平野を見下ろし、最近話題のスカイツリーが見えないか探しましたが残念ながら霞んで見えま

せんでした。頂上は登頂者の方々に溢れ返っていたため、来た道を引き返して下山。途中にあった十一丁目茶屋さんで皆の労をねぎらいながらも楽しく懇談しながら食事をとりました。名物の天狗ラーメンや胡麻団子を頬張りながら胃も満足しました。食事も済ませ山麓まで下山。拾ったゴミを受付に渡しました。その後、広場で石田副部長より「本当に楽しい企画で来年もまたより多くの参加者を募って協会の宣伝と家族ぐるみの交流の場としていきたい」と挨拶をいただき、解散となりました。



頂上の雄大な景色をバックに笑顔

高尾山を登山して思ったことは、天候も良く最近の登山ブームのせいか、老若男女を問わず頂上を目指す登山客が非常に多いことに驚きました。都心からのアクセスも良いため、気軽に登山が味わえる場所だと思います。素晴らしい山の自然環境を守る一助となればとの思いで、来年も絶対来るぞ!と思いながら、京王クリーンキャンペーン2012<春>は今年も大成功に終わりました。

この記事をご覧になり、社会貢献活動や部員間の交流の場として、来年参加を希望される方は、(社)東京産業廃棄物協会青年部までご連絡下さい。

(株)三菱商事 大崎 秀也 記

寄稿・TTT会
宮古島と石垣島 春のトライアスロン大会参戦記



宮古島大会終了後にフィニッシュゲート前にて

第28回全日本トライアスロン宮古島大会

沖縄県宮古島市にて毎年4月に開催される「全日本トライアスロン宮古島大会」に、栄和清運の山田さんとハチオウの森が当選し、TTT会を代表して参加してきました。

今年は、全国47都道府県の1500人と海外18カ国の87人も含めて1587人がエントリーされました。そして、東日本大震災の影響を受けている東北からも、30人以上の選手の方が参加されました。

4月15日(日)、「海・風・太陽・熱き想い君を待つ」を大会テーマに、1470人が一斉にスタート。スイム3キロ、バイク155キロ、ラン42キロの過酷なレースに挑みました。最高気温は28度と高く、湿度も

80～90%で選手達を苦しめましたが、1231人が制限時間内に完走しました。今年は救急搬送される選手が目立ち、TTT会の山田さんもスイム・バイクまでは快走でしたが、ランの途中でハンガーノックとなり倒れこんでしまいました。しかし、そこから気力と粘りでレースを続け、後半には回復し無事に完走しました。私自身も、直前のマラソン大会で腸脛靭帯炎になり膝の痛み止めをしながらのレースとなってしまう、過去3回で結果が一番下で昨年のタイムより1時間程遅くなってしまいましたが、踏ん張りど頑張りは過去一番でした。

沿道の皆さんの「ワイドーワイドー(がんばれ、がんばれ)」という熱い声援とボランティアの皆さんに支えられて、

	Swim	Bike	Run	Total
山田	0:48:10	4:57:05	5:31:54	11:17:09
森	0:52:43	5:33:23	4:29:34	10:55:40

二人とも精一杯に走り切りました。

また今回は、宮古島市役所の方との交流の場を持つことも実現し、環境保全課様を訪ね現地の施設に伺いました。工場

2012石垣島トライアスロン参戦

4月21日(土)石垣島空港は東京より10度高い25度、いつも通り直行便のAM9時45分着でした。今回TTT会での参戦は私1名、所属チームからは昨年エイジNo.1の佐藤周平さん含め4名での参戦です。



フィニッシュ後のバイクトランジションにて

前日の夕食では、既にロンドンオリンピック内定の上田監さんが偶然同じ店で、山本コーチより紹介頂き大喜び！ビールに泡盛と楽しい時間を味わいました。

当日は約1,100名のエントリーの中、8時03分、第3ウェーブのスイムスタート、なぜか緊張もなく、透き通った海中にはライフガードダイバーが多数確認できました。海水を充分すぎる程飲み塩分補給してスイム終了、やはりいつも通りのタイム……。

次は得意のバイク (とは言ってもほぼ

Swim	Bike	Run	Total	エイジ	総合
0:31:42	1:17:11	0:53:56	2:42:49	16位	201位

には、トライアスロン経験者の方もいらしたので、良い出会いとなりました。

(株)ハチオウ 森 雅裕 記)

バイクしか練習していない)、40キロのワンウェイは海、山の景色を満喫できる石垣島ならではのコースでしたが、雨の中でのスリップだけは気になりました。トレーニングが効いたのか、ほぼ抜かれる事なく終了。

さあ、ラストのラン10キロは、2年前からの半月板損傷の影響が出て、7回のヒアルロン酸注射で何とか走り切ったものの、バイクで追い抜いた人数の倍以上の選手に追い越され、無念のフィニッシュとなりました。



パーティー会場にて

夕方6時からの真栄里公園パーティでは再び上田監選手が来賓席に現われ、すかさずハイポーズ！その後は「なんくるないさ～」と民謡パブ「流歌」で飲んで踊って誰よりも早い夏休みを楽しみました。

(イズミロジスティックス(株)

泉 昌男 記)



中間処理委員会 (碩委員長)

平成24年5月2日(水)15時より9名の委員によって開催された。

分科会のメンバー選定について4月17日(火)のリーダー打合せにて推薦会社を決めているが、現在のところ下記のとおりとなっている。なお、分科会のメンバーについては募集中であり、多くの方の参加をお待ちしています。

また、第1回の3つの合同分科会を平成24年6月5日(火)15時より行うことを決定した。
 焼却:比留間運送(株)、相田化学工業(株)、(株)シンシア、(株)東亜オイル興業所、日本衛生(株)、(株)リスト

中和・脱水:(株)ハチオウ、(株)アルフォ、(株)京葉興業、(株)太陽油化、日興サービス(株)、松田産業(株)

破碎・圧縮:有明興業(株)、(株)アンカーネットワークサービス、大谷清運(株)、(株)オネスト、(株)要興業、高俊興業(株)、(株)東京クリアセンター、東京ボード工業(株)、(株)都市環境エンジニアリング、(株)まごころ清掃社

法制度検討委員会 (篠原委員長)

平成24年5月10日(木)15時より、9名の委員とオブザーバー1名によって開催された。

まず、前回までの検討内容について篠原委員長より報告がなされた。

◆委員会で検討した内容を、どのような形で結論を出すのか協議した結果、以下の方法で整理する事で決定した。

1. 提言する・・・結論が出なかったテーマについて環境行政へ意見を挙げる。
2. 提言するまではいかない・・・明確に結論が出た内容について情報公開する。
3. 協議するまでもない。

(4. 常任理事会や関東地域協議会への報告・・・機会があれば報告する。)

今回の検討内容は、以下の通りである。

◆印紙税について

判断基準が分かるような詳細情報が欲しいという意見があり、静岡税務署のフローチャートを基に、実際に実務をやっている中で問題がないか検討し、芝田弁護士がまとめた内容をベースに会報へ掲載することで決定した。

◆情報公開について

広報委員会より、現在検討している内容が、法律のどの部分に該当しているのか外部の方でも簡単に理解できるような、整理されたものが欲しいという意見があり、

芝田麻里弁護士に法律上で分類した表を作成して頂くこととなった。

◆条例と法律の関係について

前委員会で、法律上では「選別」という項目がないのに、実際には「選別」という項目で許可を出している自治体がある。という実情について、芝田麻里弁護士に調べて頂いた。

廃掃法上で許可項目を定めている理由としては、適正処理を徹底する為であり、同じく生活環境の保全を目的としている場合においては、法律より厳しい規制を条例で設けることが可能であると判断できる。

「選別」テーマの提言内容としては、①通達の解釈の違いを文書化し、提言する。②国のレベルで選別という項目を明確に認めてもらえるよう要望する。次回委員会にて、どちらの提言内容にするのか決めることとなった。

◆石綿含有産業廃棄物に係る許可の取扱いについて

中間処理施設におけるスルー方式を廃止する方向にある。廃止となった場合、どのような問題が出るのか等、東京都より意見照会があった。保管積替えに移るのであれば、受け入れ先を確保することが前提である。また、少量のものについては、中央防波堤への受け入れも認めてもらえるよう要望する。高橋委員が問題点等の事項をまとめることで決定した。

◆次回委員会について

7月5日(木)15時より開催することとなり、約2時間30分に亘る会議が終了した。

医療廃棄物委員会 (五十嵐委員長)

平成24年5月15日(火)15時より9名の委員により開催された。

今年度初の委員会開催となり、24年度の医療廃棄物委員会構成委員について検討され、全員留任することになった。

7月に予定している医療廃棄物勉強会のテーマは「電子マニフェストの加入促進について(仮題)」とした。

次回の委員会は6月19日(火)に開催予定。

青年部 (濱松部長)

平成24年5月15日(火)15時より11名の幹事により幹事会が開催された。

まず、濱松部長より4月末にて締め切られたCSR2プロジェクトの全国のエントリー社数及び東京のエントリー社数について報告がなされた後、今後の取り組み報告書の提出について概要説明があった。また、関東ブロックでのCSR2プロジェクトの取り組みについても報告があり、当初の予定を変更して、集めたペットボトルをそのまま売却し、義援金を送ることになったことが確認された。この売却先についてはいくつか候補先をあげて協議したが、最終的な売却先については今後、詰めて

いくこととした。

次に、6月と7月の行事予定について確認した。6月の東京青年部の総会については最終的な議案事項の有無の確認がなされた。また、6月に開催される関東ブロックの総会については当日、開催地の千葉県でゴミ拾いを行うため、青年部として今後も使用できるようなポロシャツを作成する方向で進めることとなった。7月に開催される全国産業廃棄物連合会青年部協議会の総会については前年度と同様に当日の受付等の手伝いについて濱松部長から幹事へ協力を呼びかけた。最後に4月に行われたアースデイ当日の子ども達等の写真を集めたポスターを作成することが報告され、ポスターへ掲載する言葉（キャッチコピー）の募集を呼びかけて会議は終了した。

なお、次回の幹事会は6月8日(金)の総会前の13時30分より開催される。

安全衛生推進委員会（伊藤委員長）

平成24年5月16日(水)16時より8名の委員によって開催された。議題は、①安全衛生研修会について、②全国安全週間について、③安全衛生に関する表彰制度についてである。

まず、事務局より事前打ち合わせで決定した研修会に関する報告があった。6月28日(木)12時30分より神田（グリーンホール）にて「粉じん作業に係る特別教育」を開催することとなった。また、委員は11時45分に研修会場へ集合し、受付や会場整備等の事務作業を手伝う当日の役割について確認した。

8月に予定している研修会については、東京労働局の小山氏に依頼する予定だが、研修内容に関しては事前に講師と打合せを行い、次回委員会までに決定する。

次に、全国安全週間の周知方法について協議した結果、6月の準備期間には実施要綱を、7月にはポスターを、それぞれ前の月の会報に同封することとなった。最後に、以前より企画していた安全衛生表彰規程について、来年度からの実施を考え改定案を作成する方向で決定した。

なお、次回委員会は6月28日(木)研修会終了後に開催することとなった。

女性部（二木部長）

平成24年5月17日(木)14時より7名の幹事により幹事会を開催した。まず、二木部長が、第8回女性部定時総会で決定した新役員候補者については、5月9日(水)に開催された第295回理事会において上程され全会一致で承認された旨を述べ、引き続き、その他理事会の会議内容について報告した。次に本日行われる全体会についての進行要領及び協議内容等の確認を行い幹事会は終了した。

15時より17名の部員が出席し全体会を開催した。山下副部長が進行役となり、まず定時総会において承認された本年度の各事業について再度概要を説明した。また、幹事会からの提案として、昨年度と同様にPR・企画研修の2チーム体制で事業運営に

臨みたい旨の説明があり、提出された各チームのメンバー表（案）とあわせ了承された。

引き続き二木部長より、10月に東京で開催される「第11回産業廃棄物と環境を考える全国大会」のプレ大会として、全国の産業廃棄物業界で働く女性同士の情報共有やコミュニケーションを図るため、関東地域の女性部会主催により交流会を実施する計画については、定時総会で説明し承認を頂いたところであるが、協会を通し関東地域協議会会長宛てに企画書を提出した結果、4月20日(金)に開催された関東地域協議会において承認されたとの報告があり、今後の実施計画案の説明とともに部員各位に対する協力要請があった。

その後、出席者は2チームに分かれ本年度の具体的な活動内容について協議を行い、各チームの代表者が本日の決定事項等について報告し全体会を終了した。

会員情報

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・掲載は届出順
- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成23年8月31日発行）の掲載頁

日立建機(株) 関東支店

226ページ

(賛No.205) 【新法人名】日立建機日本(株) 東京支店

【旧代表者名】支店長 中村 正人



【新代表者名】支店長 堀川 信幸

東京鍍金公害防止協同組合

221ページ

(賛No.20)

【旧代表者名】理事長 姫野 正弘



【新代表者名】理事長 八幡 順一

【旧住所】〒144-0033 東京都大田区東糀谷6-3-1

【旧電話番号】 03-3743-2256

【旧FAX番号】 03-3743-2257



【新住所】 〒113-0034 東京都文京区湯島1-11-10

めっきセンター1階

【新電話番号】 03-5805-3193

【新FAX番号】 03-5805-3194

旭器機サービス(株)

93ページ

(No.1133)

【旧代表者名】 代表取締役 岡田 猛



【新代表者名】 代表取締役 三村 一郎

(株)熊本商店

168ページ

(No.2029)

【旧代表者名】 代表取締役社長 熊本 勇治



【新代表者名】 代表取締役社長 熊本 正治

日本サニティション(株)

98・184ページ

(No.5016)

【旧住所】 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-12

ニュー八重洲ビル4階

【旧電話番号】 03-3274-3521

【旧FAX番号】 03-3274-3525



【新住所】 〒136-0082 東京都江東区新木場4-1-30

【新電話番号】 03-5534-3521

【新FAX番号】 03-5534-3525

身近な「ヒヤリ・ハット」事例

Part65

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	運転中	ミラーのない交差点で、自転車が飛び出して来た。	見通しの悪い交差点では、飛び出しを予測し、徐行か一時停止をする。
2	処分場で	荷下ろし作業中	袋が重く、底部に手を添えて持ち上げたら、釘状の物が袋から突き出てきた。	重量物の入った袋を持ち上げる時は、内容物をよく確認し、革手など厚手の手袋を使用する。
3	一般道路で	4tトラックを運転中	急いで左折をしようとしたら、左角のブロック塀に擦りそうになった。	内輪差を考え一呼吸おき、四方の安全確認をしながら曲がる。
4	自宅付近の一般道路で	車両運転中	飛び出して来た子供と接触しそうになった。	十字路やT字路での一時停止は必ず行う。*だろう。運転はしない。
5	一般道路で	廃棄物回収作業中	運転席に乗り込もうとしたら、対向車とドアが接触しそうになった。	道幅が狭い場所では、乗り込み時の安全確認を必ず行う。
6	高速道路で	走行中	料金所を出て合流するのに、左側の車両が急に自車の前に入ってきた。(即座にブレーキを踏んだ為、接触はなかった。)	合流する時は、周囲に十分注意して、いつでも直ぐにブレーキを踏める状態にする。
7	一般道路で	大雨の中を運転中	視界が悪く、周辺の車両や物がよく見えなかった。	徐行運転及び、スモールを点灯して走行し、周辺に自車の存在を分かりやすくする。
8	交差点で	右折の信号待ちをしている時	左折の対向車がパッシングをしたので、道を譲ってくれたのかと思い交差点内へ入ったら、直進の対向車両が速度を緩めることなく交差点へ進入してきて接触しそうになった。	道を譲ってもらった時でも一時停止をし、左折の対向車の脇から出てくる対向車や、その先の横断歩道を渡る歩行者や自転車に十分注意する。
9	一般道路で	作業車両でT字路を直進中	脇から、ミニバイクが減速せずに飛び出して来そうだった。(早いうちにバイクを確認していたので、減速していた為に接触等の事故にはならなかった。)	ミニバイクや自転車は、特に注意を払い運転する。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

洋上発電所に馳せる未来

今年3月、福島県沖の海上に世界初の浮体式風力発電基地が建設されることが発表された。経済産業省の委託事業として丸紅を統括社に11の企業・大学合同チームにより実施される。岩手県では、波や海風を利用する海洋発電を、被災地復興の足掛かりにしようという構想が始まっている。海岸線の長さが世界第6位にもかかわらず、日本は海洋を利用した再生可能エネルギー発電は、ほとんど手つかずの状態だった。洋上発電は日本のエネルギーの一翼を担う存在となれるのか。

日本は1940年代に世界で初めて波力発電システムを実用化した。しかしその後、政策的な支援はなく、さまざまな制約にはばまれ、海洋発電分野では大きく後れをとった。日本の海は、管理する組織が多く権利が複雑で、自治体・漁協・関係省庁それぞれからの理解が必要だ。調整に時間がかかるうえ、1か所でも反対があれば実験場の確保すらままならない。

一方、日本と同じく海に囲まれたイギリスでは2003年、スコットランド地方のオークニー諸島に、政府出資による「欧州海洋エネルギーセンター (EMEC)」が設立された。北海と大西洋の潮流がぶつかる場所に位置するため、豊かな波力・潮力資源を活用した海洋エネルギー発電商用化の大規模実証試験場だ。国が、個人や企業が解決困難な漁業権などの諸問題をすべて処理したうえ、海洋発電による電力使用には優遇策も設けた。その結果、多額の投資が集まり、欧州各国や米国の海洋発電施設もこの場所に続々と建設されて、中世の街並みが残る過疎の

島に大きな雇用を生み出した。英政府は、2020年までに自然エネルギーを全電力の15%に、という目標を掲げており、短期的には風力で、長期的には海洋発電で賄うという。

日本でも、ようやく海洋エネルギーや洋上での発電に注目する動きが出てきた。独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) が海洋発電システム研究開発のための公募を行い、EMECのような実証実験場の誘致に取り組み始めた自治体 (青森、新潟、佐賀、沖縄など) もあるが、資金や法的な問題から県単体では困難であり、国との協働が不可欠だ。

日本のエネルギー政策は1990年代後半から原子力と、自然エネルギーでは太陽光だけに偏向してきた。福島原発事故を受けて原発依存からの脱却が打ち出されているが、予算はいまだに原発関連が4000億円、自然エネルギー関連は2000億円と、方針とかけ離れているのが実情だ。今夏に、中長期の日本のエネルギーの方向性を決める「革新的エネルギー・戦略会議」が発表されることになっている。果たして日本が地球温暖化防止をリードする未来が、見えてくるだろうか。

(日栄産業(株) 吉本 記)

[参考]

NHKクローズアップ現代「海から電気を作り出せ」2012年5月10日放送、大和総研ウェブページ「海洋エネルギーを利用する発電に取り組む動き」、WWFウェブページ

～協会の主な今後の日程～

(平成24年6月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
6	5	火	中間処理委員会 分科会合同会議 15:00～	協会会議室
	8	金	青年部 幹事会13:30～/総会15:00～/勉強会15:45～/懇親会17:30～	協会会議室
	13	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
			常任理事会 13:30～/第296回理事会 14:30～	協会会議室
	14	木	収集運搬委員会 15:30～	協会会議室
	15	金	全産廃連:第2回定時総会13:30～/表彰式15:15～/講演会16:40～/懇親会18:00～	明治記念館
	19	火	医療廃棄物委員会 15:00～	協会会議室
	21	木	女性部 幹事会14:00～/部内勉強会15:00～	協会会議室
	22	金	多摩支部 幹事会14:00～/支部会14:30～/研修会15:00～/懇親会17:00～	アミューたちかわ
			全産廃連青年部協議会・関東ブロック ①全国一斉清掃14:45～/②関東ブロック幹事会15:00～/③第8回通常総会16:00～/④交流会17:00～	三井ガーデンホテル柏(千葉)
26	火	常任理事会 15:00～	協会会議室	
28	木	安全衛生研修会「粉じん作業に係る特別教育」 12:30～	グリーンホール(神田須田町)	
7	5	木	法制度検討委員会 15:00～	協会会議室
	6	金	女性部 研修会	山梨県北杜市
	7	土	↓	
	10	火	全産廃連:第8回理事会	全産廃連会議室
	11	水	常任理事会 13:30～/第297回理事会 14:30～	協会会議室
	24	火	新入会員との懇談会 11:00～/常任理事会	協会会議室

◎ 新 入 会 員 紹 介 ◎

(株)新成興産

代表取締役 岩井 仁美

産業廃棄物収集・運搬 (積替え保管を含む)

〔廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類〕

積替え保管できる産業廃棄物の種類

〔廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず〕

〒135-0016 東京都江東区東陽1-16-12 ヴィレッジエステ301

☎03(5690)1420

多摩興運(株)

代表取締役 小磯 トシ

産業廃棄物収集・運搬 (積替え保管を含む)

〔廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)〕

積替え保管できる産業廃棄物の種類

〔廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類〕

〒206-0014 東京都多摩市乞田1426

☎042(374)2415



電気料金と処理料金、どっちが不透明？

専務理事 古川 芳久

講習会の講師、時間の制約もあり、肩の力を抜く話をする余裕がありません。そこで、誌上で四方山話をひとつ。

許可講習会のテキストの経営管理の項に、産業廃棄物処理業は、業に対する信頼感の欠如等、他の産業にみられない特異性を有しているとし、信頼感の欠如の原因として、①処理工程の不透明性、②価格決定の不透明性、③顧客対応が悪い従業員の存在、等が指摘されている、と記されている。

顧客対応が悪いなんて余計なお世話だ！と言いたいところだが、実際のところどうだろう。業務の具体的な場面を考えれば、一般のサービス業、小売業などと同じ基準で判断するのも考え物だ。しかし、改善の余地は大きいのも確かだろう。

処理工程の不透明性というが、多くの排出者が本当に処理工程に関心を持ち、不透明だから信頼感が持てないと言っているのだろうか。むしろ、処理の工程などには関心がなく、早く持って行ってくれるか、料金を安くしてくれるか、という点に強い関心を持っている排出者が多いのでは？お金のことばかりでなく処理の中身にもっと関心を持って下さいと行政や産廃協会は訴えているけれども。

もっとも悩ましいのが、②の価格決定の不透明性だ。価格決定が透明であるとはどういうことか、これが結構難しい話だ。原価計算をきちんとしているかという事は、内部管理の問題で、自由経済

の下では、相対で成立する価格とコストから割り出した価格とは一致しないのが当たり前だ。産廃だけの問題ではない。

すると、価格表はあるにはあるが、値引きを迫るとすぐ下がるというような実態が不信を招いているのか。確かに、一般の財やサービスのように価値やメリットの大きさに釣り合う形で取引・売買が行われれば、おのずと値引きにも制約がかかってくる。業者の皆さん頑張っているだろうが、処理の質より値段の勝負という世界で、叩かれれば下げる、うるさくしなければ、頂けるだけ頂いてしまう、ということはあるかもしれない。処理料金の不透明性はこの辺にあるのかも。しかしこれは、産廃業者の立場の弱さの現われで、致し方ない面もある。

それでは、世の中、そんなに料金や価格決定に透明性があるのか？と思うのだが、おりしも大きな問題が起きている。例の東京電力の値上げ問題である。

今回の東電の料金値上げは、庶民感覚で言うと、自らの原発事故のせいで火力発電に大きく頼ることとなり、結果として原価のもっとも大きな部分を占める燃料費（今回の総原価の5兆7231億円の43%）が膨らんだからといって値上げなんてとんでもないところだろう。

電力料金は代表的な公共料金のひとつだ。公共料金は公的規制を受ける料金であり、多くは独占的な公益事業の料金である。電気、ガス、水道・下水道、鉄道運賃など。だから、利用者・国民の納得

を得るために価格決定には強い透明性が求められる。なかでも、電力料金は歴史的にもかなりきちんとした議論が重ねられて料金理論の形が出来上がっている。いわば優等生のようなものだった。私も、若いころ、透明性の高い全国のモデルとなる下水道料金体系の作成を任されたとき、電気料金の専門書を読み、東電の企画課長を訪ねたこともある。

その東電の、国に提出された料金値上げの資料から、「東電利益9割家庭から」との見出しの下、家庭向けの販売量は4割なのに、電気事業の利益の9割を家庭向けから稼いでいるという新聞報道（5月23日）。これは大きな問題で、結局緊急を要するといわれた値上げの実施時期も延期に至ったが、当然だ。

そもそも、公共料金は、効率性、公平性、安定性の確保を目標とするものとされ、また、昔から設定原則といわれるものがあって、それを守ることによって透明性、納得性を確保してきている。①料金は能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、②特定の者に対する差別的扱いの禁止、などがそれで、料金の水準の歯止めと、負担の公平性の確保が図られる。

庶民受けを狙ったテレビ番組では、①の適正利潤の上乗せについて大変批判的だが、公益事業では、利潤を認めない「原価補償方式」では民間は参入せず、親方日の丸の公的部門でしか運営できない。それでは非効率な経営になるということで、民営の公共料金には「総括原価方式」が採用されるのが一般的だ。総費用に適正な事業報酬を加えるというものだ。しかし、この事業報酬というのは、

株主等に全て還元できるようなものではない。大規模な施設産業にとって不可欠な設備の更新・拡充のための投資的な経費を自力調達する部分も含むものだ（事業資産額の一定割合で算定）。それを、頭から儲けを先取りしているかのように批判するのは間違いだ。だが、事業報酬の割合は必要最低限でなければならない。

一方、家庭向け（電灯料金）だけが事業利益を生み出しているのも問題だ。負担の公平性を守るため、取りやすいところか取るということは許されない。コストの負担は個別原価主義により電灯料金と大口の電力料金は区別されている。しかし、家庭向けは完全な独占料金なので計上した事業報酬はきっちり取れる。他方、企業相手の電力料金は規制緩和により、新電力などの存在や自由化もあり、値下げ圧力があるため、利益がほとんど出ない状況だ。それなら家庭向けの事業報酬の割合を、大口の自由化部門で実現できている割合まで引き下げるべきでは。

もっと大きな問題は、総費用の中にコストとしてはいけないものが含まれている疑いがあることだ。電気料金審査専門委員会の審議の中で、原発事故の賠償事務費用（賠償金は含まれていない）の料金への転嫁をめぐって賛否割れているという。また、事業報酬の算定の基となる設備投資の規模そのものの見直し努力がなされなければ、過大投資による過剰な事業報酬、高すぎる料金が抑止できない。

電気料金の不透明性と産廃の処理料金の不透明性と、果たしてどっちが不透明で、社会にとって問題なのだろうか？



弁護士

芝田 稔秋

法律相談

焼却施設の燃焼能力のデータの開示を求められたら、開示しなければならないか

福岡焼却溶融処理施設燃焼データ開示命令事件 (福岡高裁決定 平成15年4月25日)

《事例1》

Y社は、熊本県において産廃処理施設をもって操業しているが、住民団体(X)から、Y社の処理施設からダイオキシンが発生することが予測されるにもかかわらず、Y社は何の対策も講じずに操業をしているとして、施設の使用、操業の差し止めの訴えが提起された。

この訴訟において、原告であるXから、廃棄物処理法の定める施設の「維持管理の技術上の基準」(第4条の5第1項2号、第12条の7第5項参照)に適合する操業を行っていない事実を立証するために、Y社の有する焼却溶融施設の燃焼データが記録された文書の提出命令の申立がなされた。

問1 住民の文書提出命令の申立は認められるでしょうか。すなわち、Y社はデータが記録された文書を提出しなければならないでしょうか。

答 この質問に直接回答する前に、一般的な解説をしよう。そうすることが、全体的な理解に役立つと思うからである。

1 文書提出命令の意義 = 「不提出の効果」

相手方がその文書を持っているのに、裁判所の文書提出命令に応じない場合は、裁判所は、文書提出命令を申立てた人の主張する事実を認めることができる。つまり、文書提出命令を求めるのは、この命令には、従わなかった場合に、「不提出の効果」があるので、それを期待して申立てるのである。

2 行政情報公開制度との違い

文書提出命令に似た制度に、この「行政情報公開制度」がある。「行政機関の保有する情報公開に関する法律」による行政機関の保有する文書の開示・交付制度である。だから、裁判所において文書提出命令を得ない限り、こういう資料が全然入手でき

ないものではない。たとえば、産業廃棄物処理施設の設置許可申請書と添付書類一式である。

しかし、「行政情報公開制度」において、すべての文書が開示・交付されるとは限らない。交付されても、ところどころ、個人情報に属する部分が黒く塗って見えないようにされる場合が多い。それでも、一般的には大いに役立つものである。

では、この行政情報公開制度と、裁判所における文書提出命令との違いは何か。

第一に、制度の目的が異なる。行政情報公開制度の目的は、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」(第1条)ということである。要するに、行政機関に対する国民の監視のための制度である。

これに対し、文書提出命令制度の目的は、訴訟手続における立証責任のある者の立証活動を補助する制度である点で異なる。

第二に、開示される資料の範囲に違いがあることである。

行政情報公開制度で開示される資料は、当然のこと、行政機関に提出された資料に限られるが、文書提出命令では、行政機関に提出された文書は、實際上少なく、それよりも、私人間で交わした契約書その他の書類が多い。

第三に、行政情報公開制度には、文書提出命令制度にある上述の「不提出の効果」がないことである。すなわち、たとえ行政機関が何らかの理由で開示を拒否したからといって、裁判所は開示を求めた人の「事実の主張」を認めることができるという法律上の効果はない。

3 文書提出命令の申立を行う場合

文書提出命令はどういう場合に申立てるかということ、その文書によって、ある事実を立証したいときに、自分に資料が初めから持っていない場合とか、初めは契約を交わして持っていたのに紛失したり、盗難に遭ったりしてなくなってしまった場合に、相手方もしくは第三者が持っている場合に、提出命令を申立てるものである。たとえば、本件の焼却施設の処理能力などを立証したいときに、自分には資料がないときに申立てる。

焼却施設の種類、構造、燃焼の対象物、許可された処理能力と実際の処理能力との違い、1日の処理数量、温度の変化、ダイオキシン類対策等々について、一般に、他人が持っている文書をその意思に反して見せろ、という権利はない。

しかし、いったん訴訟が始まると、裁判所という公平な第三者の立会いのもと、公正で公平な紛争解決という要請が働く。例えば、典型的には医療過誤訴訟などを考えてほしい。

患者である原告が、医療過誤を争って医者あるいは病院に医療過誤による損害賠償を請求する場合である。患者である原告が、間違った薬を投与されたために、症状が悪化したと主張する場合、原告には間違った薬を投与されたかどうかを証明する証拠がない。しかし、医者あるいは病院側にはカルテがあり、どのような判断に基づいてどのような薬が投与されたかが記載されている。このような場合、病院側にカルテを提出させた方が紛争の公正・公平な紛争解決が期待できる。そこで、病院

側にカルテを裁判所に提出するよう、裁判所が命令をするのが文書提出命令である。

また、産業廃棄物処理施設の操業の実体を示す証拠も、同じようなことがいえる。施設の周辺に居住する住民は、処理施設についての資料は何も持っていないのが普通である。それで、その施設から生じる臭いとか、煤塵とか、ダイオキシン類などの被害を受けたとすると、その場合の施設の処理能力などの資料は、業者しか持っていないため、業者に提出してもらうしかない。

もっとも、常に文書の提出を強制すると、文書所持人あるいは関係者のプライバシー、または機械・技術の秘密（企業秘密）などが訴訟で公開されてしまうことになる。

そこで、保護すべきプライバシーや、企業秘密などが記載されている場合など、一定の場合には、文書提出命令が認められないこととなっている（民事訴訟法220条4号イ～ホ）。つまり文書提出命令には認められる「要件」があるのだ。その要件に該当する場合に限って、所持者には提出の義務があるとされ、提出命令が出るのである。

そこで、廃棄物処理法の世界では、上記の情報公開で入手した資料では足りない証拠資料について、文書提出命令の申立てが出て、提出義務が争われる場合がある。

では、どういう場合に提出命令が出るのか。その要件はどうなっているか。

4 文書提出命令の要件

文書提出命令の要件については、文書提出命令についての民事訴訟法の規定を紹介しよう。

【文書提出義務】の規定 民事訴訟法 第220条

次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

- 一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。
- 二 挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。
- 三 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。
 - イ 文書の所持者又は文書の所持者と第九十六條各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書
 - ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
 - ハ 第九十七條第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書
 - ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。）
 - ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

第224条【当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果】

当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

- 2 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも、前項と同様とする。
- 3 前二項に規定する場合において、相手方が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

5 上記事例の【問1】についての答

上記の事例について考えてみよう。

- (1) 文書提出命令についての法律（民事訴訟法）は、原則としては、すべての文書は提出の義務があるとした上、上記の220条4号イ～ホに該当する場合にのみ、文書提出を拒否できるとしているため、Y社が文書提出を拒むことができるのは220条4号イ～ホに該当する場合ということになる。

そこで、Y社の所持する上記事例の文書は220条4号イ～ホに該当するか否かが問題である。もっと具体的にいうと、220条4号ハの「技術上の秘密」が記載されている文書にあたるか、また、同号ニの「専ら文書の所持人の利用に供するための文書」に当たるかどうかが問題となる。

「専ら文書の所持人の利用に供するための文書」とは、当該文書が所持人の利用だけを予定していて、文書提出命令によってその文書の開示を強制すると、文書所持人や関係者のプライバシーや営業秘密を害することになる文書のことである。

裁判所は、以下のように述べて本件文書は、220条4号ハにも、ニにも当たらないとした。

- (2) 裁判所の判断

イ 220条4号ハ「技術上の秘密」が記載されている文書に当たるか

本件文書の提出により、各種データが公開された場合、これがどのような価値を有し、どのような理由でY社の有する技術の社会的地位が下落し、これによる活動が困難になるのかについて、具体的な主張立証はない。

ロ 220条4号ニ「専ら文書の所持人の利用に供するための文書」に該当するかについて

本件施設には公共的な役割があり、本件文書部分の作成目的には、本件施設を運転した際の各種データを測定・記録しておくことにより、本件施設が適正に稼働していることを行政機関等に説明する資料とすることが含まれていると考えられることに照らすと、本件文書部分が、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であるとまでは認められない。

- (3) 解説

イ 220条4号ハ「技術上の秘密」が記載されている文書該当性について

本件では、裁判所は、220条4号ハの該当性を否定したが、「どのような理由でY社の有する技術の社会的地位が下落し、これによる活動が困難になるのかについて、

具体的な主張立証はない」という理由付けからすると、問題となった文書とその主張立証方法によっては「技術上の秘密」が記載されている文書であるかどうかの判断が異なる可能性があるとはいえるが、しかし、焼却溶融施設に特別、秘密にするほどの新技術はないと思われる。

ロ 220条4号ニ「専ら文書の所持人の利用に供するための文書」該当性について

裁判所は、本件文書が、行政機関への開示を予定されている文書であることを理由として、「専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書」とは言えないとした。

このような理由付けからは、処理法に基づいて業者が作成する文書は、最終的には適正処理の目的を達成するため、監督行政機関に対する開示が予定されているといえるから、220条4号ニを根拠に文書提出命令を拒否するのは困難であると考えられる。

ハ また産業廃棄物処理施設（中間処理施設）については、第15条の2の3において第8条の4の規定を準用するとあり、その第8条の4によると、産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設、最終処分場、PCB処理施設等については、維持管理に関する情報の公開が義務付けられているから、問題の資料はY社は提出義務があるということになる。

廃棄物処理法第8条の4（記録及び閲覧）

『第8条第1項の許可（同条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る）を受けた者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設（当該一般廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。』

★ POINT

- ① 処理法上作成が義務付けられている文書は、外部への開示が予定されているといえるから、原則として、文書提出命令を拒否できない。
- ② 文書の開示を強制することが当事者間の公平に反する場合には、文書提出命令を拒否できる。

文書提出命令に関する他の判例

● 介護サービスチェックリスト開示命令事件（最高裁決定H19.8.23）

【事例】 介護サービス業者が作成した、顧客のサービス利用状況に関する「サービス種類別利用チェックリスト」が開示命令の対象となるかが争われた事例である。

◆ 原審の判断

原審は、開示命令を否定した。

すなわち、原審は、本件リストには、介護サービス事業者が提供した介護サービスについて、「①利用者名、②当該利用者の要介護状態区分又は要支援状態区分、③当該利用者が受けた個別的なサービス内容及びその回数、④各利用者ごとの当該月

分の介護保険請求額、利用者請求額等が、一覧表の形式にまとめられて記載されている。」ものであることに着目し、本件リストが開示されると、個人のプライバシーが侵害され、相手方と利用者及びその家族との信頼関係が損なわれるとして、本件リストは民訴法220条4号ニの「専ら文書の所持者の利用のために供する文書」に当たるとした。

◆ 最高裁の判断

最高裁は、本件リストは、介護サービス事業者が介護給付費等を審査支払機関に請求するために作成されるものであって、その内容も介護給付費等の請求のために審査支払機関に伝送した情報の請求者側の控えというべき性質のものにほかならならず、本件リストに記載された内容は第三者への開示が予定されていたとして、本件リストは、民訴法220条4号ニの「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たらないとして、開示義務を認めた。

● 自己査定資料開示命令事件（最高裁決定 H19.11.30）

【事例】

銀行の自己査定資料が開示命令の対象となるかが争われた事件である。自己査定資料とは、銀行がその業務の健全な運営に資するため、経営の健全性を判断するための自己資本の充実の状況を判断するための資料として、金融監督庁の指導により作成される資料をいう。

問1

では、この自己査定資料は、文書提出命令の対象となるでしょうか。

答

原審（高裁）の判断は、民訴法220条4号ニの「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たるとして、開示命令の対象とならないと判断した。

◆ 最高裁の判断

これに対し最高裁は、①銀行は、法令により資産査定が義務付けられていること（銀行法26条等参照）、②本件自己査定資料は、監督官庁による資産査定に関する前記検査において、資産査定の正確性を裏付ける資料として必要とされているものであるとして、「相手方自身による利用にとどまらず、相手方以外の者による利用が予定されているものといえることができる」のであって、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」には当たらないとした。すなわち、文書提出命令の対象とならなかった。

◆ 解説

いずれも最高裁が、高裁が開示の対象にならないとした判断を覆し、開示の対象になるとしたものである。

これらの判例により、文書が所持人以外の者に対して開示されることが予定されている場合には、原則として220条4号ニには当たらないとする判断が定着したものといえると思われる。

事務局だより

6月は梅雨というイメージが強い。それもじめじめした、うっとうしいと感じる季節。曇りの日が多く、雨の日が続くので、どうしてもそのような気がしてくる。「ああ、また雨か」とつぶやきながら家を出る。これが人の心情というものであるが、マイナスばかりではない。季節の中で大切な役割を担っているのが、この季節である。そう、暑い夏を迎える前に、水がめにたくさん水を蓄える時期なのである。雨が降らないと困るのだ。また、雨の日は落ち着く感じがして、しとしとと降る雨を見ながら、じっと考え込んだり、本を読んだりできて楽しいこともある。それと何といても雨に似合う植物……「紫陽花」の花は白、紫、ピンクがあったもの、いろいろあってきれいだ。雨に打たれてピンと張ったきれいな緑色の葉と色づいた花が、うまく組み合わせられた様に、その場でずっと見入ってしまう。よく見ると、緑色の一枚の葉にアマガエルがしっかりと踏ん張っているではないか。雨が降っ

編集後記

今夏の暑さを予見させるような天候が続いています。昨年の大震災以来、これまで経験したことのない種類の自然災害による大きな被害が発生しています。常日頃、備えあれば云々と申し上げていますが、予見できないものへの対処は各人の冷静な判断に頼らざるを得ないのでしょうか。5月23日に開催した第57回定時総会には多数の方に参加頂きました。感謝申し上げます。新法人の定款についても提案内容を承認頂きました。これで来年度当初からの一般社団法人移行に際しての基本的な条件は整いました。しかし、協会の財政面では総会当日、古川専務から説明があったように、昨年度は収支がほぼ均衡する結果となりましたので、日々の運営を更に慎重に行わなければならない情勢です。

5月21日の金環日食をご覧になった方も多いと存じます。日本列島で広範囲に観察出来た前は西暦1080年だったようです。この年は平安時代の後期、

てうれしいのだろうか。ケロケロと鳴いている姿は、何ともかわいらしいし、小さい体を精一杯使っているためか、生命力を感じる。

それに比べ、かんかん照りの中の紫陽花は葉がしおれて見るに堪えない。すぐに水をやりたくなるほどである。やはり、雨が必要な時期ということで、しばらく傘を持って歩こう。相合傘もできるかもしれないが、「なぜ、傘がないの?」と言われてそうなので、やっぱり傘は忘れないようにしましょうと思う。

5月の総会では大変お世話になりました。滞りなく進行できたのも会員皆様のご協力のお陰と深く感謝申し上げます。これからの新法人申請手続きの基礎ができましたので、事務局一丸となって対応していきたいと思えます。また、今回は役員改選期でしたが、スムーズに終了しました。高橋会長はじめ引き続きの役員の皆様、新任役員の皆様、今後もよろしくお願ひします。岡部監事には、深く感謝申し上げます。

(井野)

白河天皇在位の承暦4年で、東宮学士の大江山房が権左中弁に任じられたと橋本治著「権力の日本人」の年表に記されていました。その頃は、摂関政治から院政への転換に至る時期だったようです。

一廃も含めた廃棄物関係の年間売上高は継続して4兆円を超えてはいます。しかしながら、処理単価はこれも継続して低下傾向のようです。昨今、環境省の政策にも盛り込まれていますが、小型家電製品からのレアメタルの回収など、このごろは、一般廃棄物に近いところでのリサイクルの動きが加速されているようです。皆様の事業機会の創造に向けて、広報としても、今後も情報提供に努力して参ります。

お気付きの方も居られると思いますが、諸般の事情により、先月号から「お江戸ぶらぶら歩る記」を休載させて頂いています。今しばらくの間、休載が続くことになりそうですが、何れ再開する予定です。その間、お待ちを頂ければ幸いです。

(乙顔)

とうきょうさんぱい 2012 第262号

発行人 高橋 俊 美
企画・編集 広報 委員会
発行所 東京産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
http://www.tosankyo.or.jp/
E-mail; info@tosankyo.or.jp
印刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くこととなりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

 社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL(03)5283-5455 FAX(03)5283-5592
http://www.tosankyo.or.jp/

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去
→成型→仕上



不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム



置き床・家具等
に使用



パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないのでしょうか？ 私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！



私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137
新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525
埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667